

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○区画漁業及び定置漁業の免許 (漁業管理課)	1
○区画漁業の免許 (")	8
高知海区漁業調整委員会指示	
○定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示	8

告 示

高知県告示第693号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業及び定置漁業を平成30年9月1日に免許した。

平成30年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種区画漁業（貝類養殖））（30件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第2,001号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	平成30年5月高知県告示第463号のとお	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区 第2,002号	"	"	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	"

			2 漁場の区域中、点クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ及びソアを結ぶ8直線に隣接する養殖施設（土俵又は錨等を含む。）は、当該漁業権の漁場の区域内に設置すること。	
区 第2,003号	"	"	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	"
区 第2,004号	"	"	"	"
区 第2,005号	"	"	"	"
区 第2,006号	"	"	"	"
区 第2,007号	"	"	"	"
区 第2,008号	須崎市大谷235番地52 大谷漁業協同組合 代表理事 西村 林	"	"	"
区 第2,009号	高岡郡中土佐町久礼8645番地 久礼漁業協同組合 代表理事 崎山 義澄	"	"	"

区 第2,010号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	"	"	"
区 第2,011号	"	"	"	"
区 第2,012号	"	"	"	"
区 第2,013号	"	"	"	"
区 第2,014号	"	"	"	"
区 第2,015号	"	"	"	"
区 第2,016号	"	"	"	"
区 第2,017号	"	"	"	"
区 第2,018号	"	"	"	"
区 第2,019号	"	"	"	"
区 第2,020号	"	"	"	"

号				
区 第 2,021 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,022 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,023 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,024 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,025 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,026 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,027 号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
区 第 2,028 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,029 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,030 号	宿毛市藻津1155番地20 藻津漁業協同組合 代表理事 多久間 榮一	〃	〃	〃

◎区画漁業権（第一種区画漁業（魚類養殖））（72件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第 3,001 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	平成30年5月高知県告示第463号のとおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区 第 3,002 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,003 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,004 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,005 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,006 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,007 号	〃	〃	〃	〃

区 第 3,008 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,009 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,010 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,011 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,012 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,013 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,014 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,015 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,016 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,017 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,018 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事	〃	〃	〃

区 第 3,032 号	”	”	”	”
区 第 3,033 号	”	”	”	”
区 第 3,034 号	”	”	”	”
区 第 3,035 号	”	”	”	”
区 第 3,036 号	”	”	”	”
区 第 3,037 号	”	”	”	”
区 第 3,038 号	”	”	”	”
区 第 3,039 号	幡多郡大月町橘浦 263番地 橘浦漁業協同組 合 代表理事 依岡 圭一	”	”	”
区 第 3,040 号	”	”	”	”
区 第 3,041 号	”	”	”	”
区 第 3,042 号	”	”	”	”

区 第 3,043 号	”	”	”	”
区 第 3,044 号	”	”	”	”
区 第 3,045 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	”	”	”
区 第 3,046 号	”	”	”	”
区 第 3,047 号	”	”	”	”
区 第 3,048 号	”	”	”	”
区 第 3,049 号	”	”	”	”
区 第 3,050 号	”	”	”	”
区 第 3,051 号	”	”	”	”
区 第 3,052 号	”	”	”	”
区 第 3,053 号	”	”	”	”

号				
区 第 3,054 号	”	”	”	”
区 第 3,055 号	”	”	”	”
区 第 3,056 号	”	”	”	”
区 第 3,057 号	”	”	”	”
区 第 3,058 号	”	”	”	”
区 第 3,059 号	”	”	”	”
区 第 3,060 号	”	”	”	”
区 第 3,061 号	”	”	”	”
区 第 3,062 号	”	”	”	”
区 第 3,063 号	”	”	”	”
区 第 3,064 号	宿毛市藻津1155番 地20 藻津漁業協同組	”	”	”

	合 代表理事 多久間 榮一			
区 第 3,065 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,066 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,067 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,068 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,069 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,070 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,071 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,072 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	〃	〃	〃

◎区画漁業権（第一種区画漁業（くろまぐる養殖））（7件）

漁場計 画の公 示の際 の公示 番号及 び免許	漁業権者の住所及 び氏名（法人にあ っては、名称及び 代表者の氏名）	免許 の 内 容	制限又は条件	存続 期 間
--	---	-------------------	--------	--------------

番号				
区 第 3,303 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	平成 30年 5月 高知 県告 示第 463 号の とお り	養殖用の種苗は、 人工種苗でなければ ならない。	平成 30年 9月 1日 から 平成 35年 8月 31日 まで
区 第 3,304 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具 標識を特に明瞭 にすること。 2 漁場の区域に おいて設置する 養殖の用に供す る施設は、次に 掲げる規模を超 えてはならない。 ただし、生 け簀の総面積が 40,460平方メ ートルを超えない 範囲内で、生け 簀の形状、規格 又は台数を変更 することができる。 ア 直径が30メ ートルの円形 で2台 イ 直径が50メ ートルの円形 で3台 ウ 辺の長さが 16メートルの 正六角形で2 台 エ 辺の長さが 24メートルの 正八角形で5 台	〃

			オ 辺の長さが 24.5メートル 及び51.5メー トルの長八角 形で4台	
区 第 3,305 号	〃	〃	養殖用の種苗は、 人工種苗でなければ ならない。	〃
区 第 3,306 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具 標識を特に明瞭 にすること。 2 漁場の区域に おいて設置する 養殖の用に供す る施設は、次に 掲げる規模を超 えてはならない。 ただし、生 け簀の総面積が 32,847平方メ ートルを超えない 範囲内で、生け 簀の形状、規格 又は台数を変更 することができる。 ア 直径が18メ ートルの円形 で1台 イ 直径が40メ ートルの円形 で4台 ウ 直径が50メ ートルの円形 で1台 エ 直径が60メ ートルの円形 で5台 オ 辺の長さが 13メートルの 正方形で4台 カ 辺の長さが 60メートルの	〃

区 第 3, 307 号	〃	〃	正方形で3台 1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が60メートルの円形で3台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が8,478平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することができる。	〃
区 第 3, 308 号	幡多郡大月町橘浦 263番地 橘浦漁業協同組合 代表理事 依岡 圭一	〃	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が71,357平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することができる。 ア 直径が30メートルの円形で21台 イ 直径が60メートルの円形	〃

			で20台 3 養殖用の種苗は、別の区画漁業権漁場から当該漁場に移送させた種苗を除き、天然種苗を活込んでではない。	
区 第 3, 309 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が30メートルの円形で20台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が14,130平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することができる。	〃

◎区画漁業権（第一種区画漁業（えび類養殖））（1件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第 3, 601 号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	平成 30年 5月 高知 県告	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成 30年 9月 1日 から

		示第 463 号の とおり		平成 35年 8月 31日 まで
--	--	------------------------	--	------------------------------

◎区画漁業権（第一種区画漁業（藻類養殖））（5件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第 4, 001 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	平成 30年 5月 高知 県告 示第 463 号の とおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成 30年 9月 1日 から 平成 35年 8月 31日 まで
区 第 4, 002 号	〃	〃	〃	〃
区 第 4, 003 号	須崎市大谷235番地52 大谷漁業協同組合 代表理事 西村 林	〃	〃	〃
区 第 4, 004 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	〃	〃	〃
区 第 4, 005	〃	〃	〃	〃

号				
◎定置漁業権 (33件)				
漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	免許の内容	制限又は条件	存続期間
定 第 1,001 号	安芸郡東洋町野根 丙1621番地3 櫻井 淳一ほか 1名(東洋大敷 組合)	平成 30年 5月 高知 県告 示第 463 号の とお り	1 昼夜間の漁具 標識を特に明瞭 にすること。 2 オカ、カウ、 ウエ及びエオを 結ぶ4直線によ り囲まれた区域 内においては、 定第1,002号の 操業を妨げるよ うな垣網の敷設 を行ってはなら ない。	平成 30年 9月 1日 から 平成 35年 8月 31日
定 第 1,002 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具 標識を特に明瞭 にすること。 2 アイ、イカ、 カオ及びオアを 結ぶ4直線によ り囲まれた区域 内においては、 定第1,001号の 操業を妨げるよ うな身網の敷設 を行ってはなら ない。	〃
定 第 1,003 号	室戸市佐喜浜町 3745番地 苫坂 一角ほか 387名(佐喜浜 大敷組合)	〃	昼夜間の漁具標識 を特に明瞭にする こと。	〃

定 第 1,004 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具 標識を特に明瞭 にすること。 2 オカ、カウ、 ウエ及びエオを 結ぶ4直線によ り囲まれた区域 内においては、 共第2,518号の 操業を妨げるよ うな垣網の敷設 を行ってはなら ない。	〃
定 第 1,005 号	室戸市室戸岬町 469番地6 橋本 健ほか 141名(椎名大 敷組合)	〃	昼夜間の漁具標識 を特に明瞭にする こと。	〃
定 第 1,006 号	〃	〃	〃	〃
定 第 1,007 号	〃	〃	〃	〃
定 第 1,008 号	室戸市室戸岬町 2411番地1 戎井 康豊ほか 102名(三津大 敷組合)	〃	〃	〃
定 第 1,009 号	〃	〃	〃	〃
定 第 1,010 号	室戸市室戸岬町 3868番地1 高岡大敷株式会 社 代表取締役 桜井 寅善	〃	〃	〃

定 第 1,011 号	〃	〃	〃	〃
定 第 1,012 号	室戸市羽根町乙 3209番地419 池田 重幸ほか 8名(羽根大敷 組合)	〃	〃	〃
定 第 1,013 号	安芸郡奈半利町甲 92番地2 大西 洋三ほか 2名(加領郷大 敷組合)	〃	〃	〃
定 第 1,014 号	安芸郡奈半利町乙 265番地1 宮地 誓ほか9 名(奈半利大敷 組合)	〃	〃	〃
定 第 1,015 号	安芸郡奈半利町乙 1093番地1 木下 清ほか7 名(奈半利町大 敷組合)	〃	〃	〃
定 第 1,016 号	安芸郡田野町2550 番地 有限会社田野大 敷 代表取締役 安岡 康	〃	1 昼夜間の漁具 標識を特に明瞭 にすること。 2 垣網の長さ は、垣障子付け から陸止めまで を758メートル 以内とすること。	〃
定 第 1,017 号	安芸郡安田町安田 1716番地9 長町 爾ほか5 名(安田大柴大 敷組合)	〃	〃	〃
定 第	須崎市東糺町3番	〃	昼夜間の漁具標識	〃

1,018号	4号 笹岡 博ほか6名（九石大敷組合）		を特に明瞭にすること	
定 第1,019号	〃	〃	〃	〃
定 第1,020号	須崎市大谷716番地 森光 博ほか197名（双子大敷組合）	〃	〃	〃
定 第1,021号	幡多郡黒潮町佐賀2417番地48 谷 儀光ほか29名（鈴共同大敷組合）	〃	〃	〃
定 第1,022号	幡多郡黒潮町田野浦2353番地2 株式会社魚彩 代表取締役 水野 大輔	〃	〃	〃
定 第1,023号	〃	〃	〃	〃
定 第1,024号	土佐清水市以布利467番地 中平 義久ほか157名（以布利共同大敷組合）	〃	〃	〃
定 第1,025号	〃	〃	〃	〃
定 第1,026号	土佐清水市窪津571番地 川田 一成ほか213名（窪津共	〃	〃	〃

	同大敷組合)			
定 第1,027号	〃	〃	〃	〃
定 第1,028号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	〃	〃	〃
定 第1,029号	幡多郡大月町弘見2135番地3 米澤 法隆ほか22名（古満目協栄組合）	〃	〃	〃
定 第1,030号	幡多郡大月町古満目95番地 福見 真路ほか43名（古満目水主大敷組合）	〃	〃	〃
定 第1,031号	幡多郡大月町一切110番地3 坂本 越郎	〃	〃	〃
定 第1,032号	宿毛市西町一丁目6番6号 株式会社木村水産 代表取締役 木村 勝久	〃	〃	〃
定 第1,033号	宿毛市藻津788番地3 小嶋 壮	〃	〃	〃

高知県告示第694号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業を平成30年9月1日に免許した。

平成30年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種 藻類）（6件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
内区第101号	四万十市鍋島1044番地1 四万十川下流漁業協同組合 代表理事 沖 辰巳	平成30年5月高知県告示第453号のとおり	なし	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
内区第102号	〃	〃	〃	〃
内区第103号	〃	〃	〃	〃
内区第104号	〃	〃	平成30年5月高知県告示第453号で定める区域においては、船舶の航行を妨げてはならない。	〃
内区第105号	〃	〃	なし	〃
内区第106号	〃	〃	〃	〃

海区漁業調整委員会指示

高知海区漁業調整委員会指示第85号

高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づ

き、平成30年8月20日に次のとおり指示した。
平成30年9月1日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 制限

2の保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内では、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。

2 保護区域

別表の左欄に掲げる免許漁業の漁場について、次に掲げる基準により示された同表の右欄に掲げる保護区域とする。

(1) 基準線 免許区域の沖側の区域線の中央及び丘側の区域線の中央を通過する直線をいう。

(2) 基準点

ア 丘の基準点 免許区域の丘側の区域線の中央の点をいう。

イ 身網の基準点 基準線と身網の沖側との交点をいう。

ウ 沖の基準点 基準線上で、身網の基準点から別表の右欄に掲げる沖合の距離の点をいう。

(3) 前面及び後面 基準線に直角をなす直線の方をいい、端口がある方を前面とし、両口の場合は、端口の広い方を前面とする。また、基準線を挟み、前面の反対方向を後面とする。

(4) 沖合 身網の基準点から沖の基準点までをいう。

(5) 区域 沖の基準点及び丘の基準点からそれぞれ別表の右欄に掲げる前面及び後面の距離で示す4点を順次に直線で結んだ線で囲まれる区域をいう。ただし、最大高潮時の海岸線から陸側の区域を除く。

3 指示の効力

この指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時までとする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

別表

免許漁業			保護区域		
漁場の位置	漁業権免許番号	漁業の種類	前面	後面	沖合
安芸郡東洋町野根水尻沖（水尻1号）	定第1,001号	ぶり あじ その他 定置漁業	1,300メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	520メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	550メートル
安芸郡東洋町野根水尻沖（水尻2号）	定第1,002号	〃	1,100メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	720メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	〃
室戸市佐喜浜町黒濬沖	定第1,003号	〃	910メートル	910メートル	〃
室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖（源太	定第1,004号	〃	〃	〃	〃

室戸市室戸岬町椎名若松谷沖（椎名2号）	定第1,005号	〃	1,520メートル（ただし、佐喜浜地先海域に及ぶ海域を除く。）	300メートル	〃
室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻沖（椎名3号）	定第1,006号	〃	1,820メートル（ただし、佐喜浜地先海域に及ぶ海域を除く。）		〃
室戸市室戸岬町椎名夫婦濬沖（椎名1号）	定第1,007号	〃	1,500メートル	320メートル	〃
室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖（三津2号）	定第1,008号	〃	1,820メートル		〃
室戸市室戸岬町三津長濬沖（三津1号）	定第1,009号	〃	〃		〃
室戸市室戸岬町高岡赤濬沖	定第1,010号	〃	〃		〃

(高岡1号)					
室戸市室戸岬町高岡黒見沖(高岡2号)	定第1,011号	〃	1,320メートル	500メートル	〃
室戸市羽根町二又沖	定第1,012号	〃	910メートル	910メートル	350メートル
安芸郡奈半利町加領郷港前	定第1,013号	〃			
安芸郡奈半利町東浜沖	定第1,014号	〃			
安芸郡奈半利町六本松沖	定第1,015号	〃	500メートル	500メートル	500メートル
安芸郡田野町三ツ石沖	定第1,016号	〃			
安芸郡安田町唐ノ浜小磯濬沖	定第1,017号	〃			
須崎市下甲崎西沖	定第1,018号	〃	310メートル	480メートル	320メートル
須崎市大谷九石沖	定第1,019号	〃	1,000メートル	500メートル	500メートル
須崎市大谷のぞきの鼻沖(双子1	定第1,020号	〃	1,820メートル		〃

号)					
幡多郡黒潮町鈴沖	定第1,021号	〃	1,400メートル	420メートル	550メートル
幡多郡黒潮町灘沖	定第1,022号	〃	920メートル	900メートル	〃
幡多郡黒潮町灘元濬沖	定第1,023号	〃	820メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	1,000メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	550メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)
土佐清水市以布利朴の川鼻沖	定第1,024号	〃	1,820メートル		550メートル
土佐清水市以布利三ツ濬沖	定第1,025号	〃	1,520メートル	300メートル	〃
土佐清水市窪津港前沖	定第1,026号	〃	610メートル(ただし、以布利地先海域に及ぶ海域を除く。)	520メートル	〃
土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖(吉ノ前)	定第1,027号	〃	1,820メートル		〃

土佐清水市足摺岬椎ケ濬沖(足摺岬椎ケ濬沖)	定第1,028号	〃	1,200メートル	500メートル	〃
幡多郡大月町古満目崎沖	定第1,029号	〃	910メートル(ただし、月灘地先海域に及ぶ海域を除く。)	400メートル	〃
幡多郡大月町一切浅濬沖	定第1,030号	〃	1,820メートル	400メートル	550メートル
幡多郡大月町一切勤崎南沖	定第1,031号	〃	220メートル	150メートル	140メートル
幡多郡大月町安満地松島前	定第1,032号	〃	270メートル	210メートル	140メートル
幡多郡大月町安満地岡崎浜沖	定第1,033号	〃			